

# 全国商業高等学校長協会規約

(昭和35年5月、46年5月、48年5月、49年5月、50年5月、52年5月、56年5月、60年5月、平成10年5月、12年5月、18年10月、20年5月、25年5月、27年10月、28年10月、令和2年5月規約一部改正)

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は全国高等学校長協会規約第6条による商業学科を主とする部会で全国商業高等学校長協会と称する。
- 第2条 本会は我が国の商業教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
- 1 商業教育の振興に関する事項
  - 2 全国高等学校長協会の事業に関する事項
  - 3 公益財団法人全国商業高等学校協会の事業の助成
  - 4 商業教育に関する調査研究
  - 5 機関誌の発行
  - 6 緊要なる事項の建議又は公表
  - 7 その他必要と認める事項
- 第4条 本会の主たる事務所を東京都新宿区に置く。
- 第5条 本会は全国を下記の各ブロックにより構成する。
- 1 北海道ブロック 北海道
  - 2 東北ブロック 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
  - 3 関東ブロック 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、東京、神奈川
  - 4 北信越ブロック 新潟、富山、石川、福井、長野
  - 5 東海ブロック 静岡、愛知、岐阜、三重
  - 6 近畿ブロック 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
  - 7 中国ブロック 鳥取、島根、岡山、広島、山口
  - 8 四国ブロック 香川、徳島、愛媛、高知
  - 9 九州ブロック 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

## 第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は商業高等学校長・商業学科を併置する高等学校長及び商業教科・科目を選択履修する高等学校長とする。
- 第7条 本会の会員は当然全国高等学校長協会の会員たるものとする。
- 第8条 本会の会員は毎年5月に次の区分により会費を納めるものとする。
- 1 全日制課程にあつては、35円に在籍生徒数を乗じたものに3,000円を加えた額。

2 定時制・通信制課程にあつては、20円に在籍生徒数を乗じたものに1,500円を加えた額。

但し ① 在籍生徒数は、5月1日現在とし、全日制課程と定時制・通信制課程を併置する学校にあつては、それぞれ課程別に計算されたものの合計額とする。

なお、在籍生徒数は、商業科目を履修する生徒数とする。

② 一校当りの会費は、最低額を5,000円とする。

第9条 一旦納入した会費は如何なる理由があつても返還されない。

## 第3章 役 職 員

第10条 本会に下記の役員及び事務局の職員を置く。

(役員) 理事長	1名	任期1年
副理事長	2名	同上
常務理事	若干名	同上
理事	若干名	同上
監事	3名	同上

(事務局) 事務局長	1名
次長	1名
職員	若干名

補欠により役員に選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 理事は同一都道府県内の会員中より定数を選出する。

第12条 理事長、副理事長は全国役員会に於てこれを選出する。

第13条 常務理事は全国役員会に於て互選する。

第14条 監事は総会に於て会員中より選出する。

第15条 事務局の職員は有給とし理事長がこれを委嘱する。

第16条 本会より選出する全国高等学校長協会の理事は本部役員会に於て選出する。

第17条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は全国役員会の推薦による。顧問は全国役員会に出席して意見を述べることができる。

第18条 本会に賛助会員を置くことができる。

第19条 理事長は本会を代表し会務を統理する。副理事長は理事長を補佐し理事長に事故があるときはこれに代る。

理事は本会の会務の企画運営を掌り会務を処理する。常務理事は本会の常務を掌る。

監事は本会の事業及び会計を監査する。

第20条 事務局の職員は理事長の意を承けて本会の企画運営に関する事務を掌る。

#### 第4章 会 議

第21条 会議を分けて総会、全国役員会及び本部役員会とする。

第22条 本部役員会は必要に応じこれを開く。  
全国役員会は、毎年5月及び10月にこれを開く。総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年5月にこれを開き、臨時総会は本部役員会の決定により随時にこれを開く。総会は本会の重要事項を審議する。  
但し、総会を開くことができない時は全国役員会を以ってこれに代えることができる。

#### 第5章 資産及び経費

第23条 本会の資産は会員の会費、賛助会費及びその他の収入により成り、本部役員会がこれを管理する。

第24条 本会の経費は資産、事業により生ずる収入、会費及び雑収入を以ってこれに充てる。

第25条 本会の予算及び決算は総会の議決を経ることを要する。但し第22条但書を準用することができる。

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### 第6章 特定個人情報の保護

第27条 本会は、業務上知り得た特定個人情報の保護に万全を期するものとする。  
特定個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める特定個人情報取扱規程による。

#### 付 規

第28条 本規約実施に当り必要な事項は全国役員会の定める細則による。

第29条 本規約は昭和31年5月23日よりこれを実施する。

#### 細 則

##### 1 顧 問

第1条 顧問は本会員であったもの又は商業教育に貢献したもののの中から全国役員会に於て詮衡する。

## 2 賛 助 会 員

第2条 賛助会員は本会会員校の卒業生又は商業教育に深い関心を有し当該地方に於て信望ある者の内、商業教育の振興に関し自発的に協力する個人又は団体とする。

2 賛助会員は毎年10,000円以上の賛助会費を納めるものとする。

3 一旦納入した会費及び醸出金は如何なる理由があっても返還されない。

## 3 理事定数その他

第3条 理事定数は同一都道府県内の会員数、10校までを1名、それ以上10校までを増す毎に1名を加える。但し、関東ブロックは必要に応じ増員する。

2 理事の中から関東ブロックより若干名、各ブロックより1名の常務理事を選出する。

但し、必要に応じ全国役員会の議を経て2名とすることができる。

3 同ブロック内に2名以上の常務理事がある場合はその中よりブロック代表1名を互選によって定める。

4 同一都道府県内に2名以上の常務理事及び理事がある場合はその中より連絡係1名を互選によって定める。